

〔追記〕なぜ「9条3項・加憲案」はダメなのか

本書を書きあげたあと、今年（二〇一七年）五月三日の憲法記念日に、突如、安倍首相から改憲案が提起されました。現在の憲法9条1項2項は残しつつ、自衛隊の存在を憲法上（おそらく9条3項）に明記するという「加憲案」です。

もちろん自衛隊と憲法9条2項（戦力の不保持）のあいだに存在する深刻な矛盾は、いずれ解消しなければなりません。

けれどもオモテの条文だけを見て、「ウラの掟」（安保法体系と密約法体系）の存在を知らずに憲法に手を触れることが、いかに危険であるか。本書を最後まで読んでいただいたみなさんには、その深刻さがよくわかっていただけたらと思います。

ひとことと言うと憲法9条は、もともと占領中に国連憲章（国連軍）とセットで書かれたものだったのですが、本書（第九章）でご説明したダレスのトリックによって、一九五二年の独立後は、日米安保条約とセットで存在しているものだからです。

そのなかで米軍は、オモテの条文には書かれていない、

- ① 「日本の国土を自由に軍事利用できる権利（基地権）」（第一～三章・五章）
- ② 「戦時には自衛隊を自由に指揮できる権利（指揮権）」（第八～九章）

という、信じられないほど大きな権利を密約によって持っています。

そしてその歪んだ法的関係を構造的に支えているのが、

③ 「日米合同委員会」(第四章)

④ 「最高裁(砂川判決)」(第六章)

というふたつの聖域化された、アンタッチャブルな機関です。

この①から④までの四つの問題を解決しないまま、憲法で自衛隊を容認してしまうと、その先に待っているのは第九章で説明した通り、朝鮮戦争のさなかに生まれた「米軍による日本の軍事利用体制」の完成です。

では、いったいどうすれば日本は今後、そのような歪んだ構造をただして、みずからが主権を持ち、憲法によって国民の人権が守られる、本当の意味での平和国家に生まれ変わることができるのか。

その複雑なパズルを解くためには、いま、すべての人が、すべてのポジション・トークを一度やめて、遠く離れた場所(沖縄、福島、自衛隊の最前線)で大きな矛盾に苦しむ人たちの声に真摯に耳を傾け、あくまで事実に基づいて(第七章)、根本的な議論を行うときに来ていると私は考えます。